

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第八十六号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和三年三月二十三日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇百三 (略)</p> <p>百四 三―(二・六―ジフルオロ―三・五―ジメトキシフェニル)― 一―エチル―八―(モルホリン―四―イル)メチル―一・ 三・四・七―テトラヒドロ―二H―ピロロ〔三・二・五・六〕 ピリド〔四・三―d〕ピリミジン―ニ―オン(別名ペミガチニブ)及びその製剤</p> <p>百五 (三S―N―〔五―〕〔二R〕ニ―(二・五―ジフルオロフ エニル)ピロリジン―一―イル)ピラゾロ〔一・五―a〕ピリミ ジン―三―イル)―三―ヒドロキシピロリジン―一―カルボキシ アミド(別名ラロトレクチニブ)、その塩類及びそれらの製剤</p> <p>百六〇百三十一 (略)</p> <p>百三十二 デニロイキン ジフチトクス及びその製剤</p> <p>百三十三〇百八十五 (略)</p> <p>百八十六 ポラツズマブ ベドチン及びその製剤</p> <p>百八十七〇百二十四 (略)</p>	<p>一〇百三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>百四〇百二十九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百三十三〇百八十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百八十三〇百二十 (略)</p>